

練馬区地域福祉計画推進委員会について

1 推進委員会について

- 計画の策定および進捗管理を行うため、公募区民や地域団体、福祉関係団体、学識経験者などを構成員とする「地域福祉計画推進委員会」を設置しました。
- 推進委員会では、取組の推進状況の確認、課題の検証等を行うなど、計画の進捗管理を行います。また、計画策定時には、計画内容について検討し、その結果について区長に提言を行います。
専門的事項を検討するため、推進委員会に福祉のまちづくり部会および権利擁護部会を設置します。
- 第4期委員の任期は、令和5年3月までの2年間です。

2 部会について

- 推進委員会の下部組織として、福祉のまちづくりの推進に関する事項について所掌する「福祉のまちづくり部会」および成年後見制度の利用促進を中心とした事項について所掌する「権利擁護部会」を設置します。
- 部会で協議した結果は、推進委員会に報告します。

推進委員会（親会）と部会の所掌事項

施策番号	施策内容	担当
施策 1	区民との協働と地域の支え合いを推進する	推進委員会（親会）
施策 2	福祉サービスを利用しやすい環境をつくる	
施策 3	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める	福祉のまちづくり部会
施策 4	多様な人の社会参加に対する理解を促進する	
施策 5	権利擁護が必要な方への支援体制を整備する	権利擁護部会

3 今後のスケジュール（予定）

日 程	内 容
第1回 令和3年 11月5日	委員委嘱 委員会について 部会の設置について 令和2年度取組状況報告および令和3年度以降の取組
令和3年 12月	各部会の報告（書面報告）
第2回 令和4年 3月中旬	令和3年度事業報告 各部会の検討内容報告
第3回 令和4年 7月	令和3年度の取組状況について 令和4年度の取組について
第4回 令和5年 3月	令和4年度事業報告 各部会の検討内容報告